

介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス） 重要事項説明書

____様に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 偕俸社
主たる事務所の所在地	〒878-0007 大分県竹田市三宅1763番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 吉岡 暁督
設 立 年 月 日	昭和43年1月30日
電 話 番 号	0974-63-3201

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	悠々居デイサービスセンター	
サービスの種類	通所型サービス	
事業所の所在地	〒878-0007 大分県竹田市三宅1763番地1	
電 話 番 号	0974-63-3200	
利 用 定 員	30名	
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日指定	4470800147
管 理 者 の 氏 名	吉岡 暁督	
通常の事業の実施地域	竹田市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援者・事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所型サービスは、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月～土・国民の祝日（休日：日曜日、12/30～1/3）
受付時間	8時00分～17時30分まで
サービス提供時間	9時40分～15時50分まで

6. 事業所の職員体制（介護保険サービス共通）

職種	人数	職務の内容
管理者	1名	従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に居宅基準の運営に関する基準を遵守させるための指揮命令
介護職員	4名以上	利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。
生活相談員	1名以上	利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
看護職員	1名以上	利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

7. 利用料金

サービスを利用した場合の利用料金は以下のとおりです。（原則として負担割合証に応じた割合です。）ただし、総合支援事業の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分】

サービス名称	サービスの内容	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
通所型独自サービスⅠ	週1回程度の通所型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1相当）	1,798円/月	3,596円/月
通所型独自サービスⅡ	週2回程度の通所型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援2相当）	3,621円/月	7,242円/月

【加算】

以下の要件を満たす場合、左記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額		
			基本利用料	利用者負担 (1割月額)	利用者負担 (2割月額)
サービス提供体制加算Ⅰ／月	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	サービスⅠ	880円	88円	176円
		サービスⅡ	1,760円	176円	352円
科学的介護推進体制加算／月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し必要に応じて計画を見直すなどを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。		400円	40円	80円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※	上記【基本部分】、【加算】を含めた総額の9.2%				

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

上記の基本利用料は、竹田市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料金も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(3) その他の費用

食費	1回につき600円
おむつ代	パッド：1枚25円 紙パンツ：1枚130円
その他	創作物の材料費など利用者負担が妥当と認められるものの実費

(3) 支払い方法

上記の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	サービスを利用した月の翌月の20日(土、日祝日は翌日)に、お客様の指定された口座より下記口座に振替ます。 大分銀行 竹田支店 普通口座 5093616 口座名義 社会福祉法人偕倅社 悠々居 代表 吉岡暁督
銀行振込	サービスを利用した月の翌月末までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 大分銀行 竹田支店 普通口座 5093616 口座名義 社会福祉法人偕倅社 悠々居 代表 吉岡暁督
現金払い	サービスを利用した月の翌月末までに、現金でお支払いください。

(5) サービス実施の記録について

① サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、保護者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、サービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存しています。

②ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令（及び社会福祉法人偕倅社個人情報保護規定）に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、保護者側の負担となります。）

※複写料金・・・1枚20円

※閲覧時間・・・日曜・祝祭日、年末年始を除く毎日9時から17時

（6）サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

ア. 利用者は、事業所に対して、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって通知することとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

イ. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業所が守秘義務に反する等、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知するとともに、竹田市地域包括支援センター又はその他の保健、医療、福祉サービス機関と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

③自動終了

次の場合は、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了します。

ア. 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院し、4ヶ月経過した場合

イ. 利用者の認定区分が対象外区分（要介護認定又は非該当（自立））と認定された場合

ウ. 利用者が亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失されたとき

④その他

ア. 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

イ. 利用者が、正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納し、10日以上期間を定めて、料金を支払うように催告したにもかかわらず期間内に滞納料金の全額の支払いがない場合、または利用者やご家族の方などが事業所や事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

13. 虐待に関する対策

- 虐待は、契約者(利用者)の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。
 - 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
 - 虐待防止のための指針を整備します。
 - 虐待防止のための研修会を定期的に実施します。
- サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 身体拘束等の適正化

身体拘束は利用者の自由を制限することで、尊厳ある生活を阻むものである。利用者の人権を尊重し、拘束を安易に正当化することもなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護の実施に努めます。

- 身体拘束等の適正化の指針を整備し、身体拘束適正化委員会を定期的に開催します
- 身体拘束等の適正化のための職員研修を実施します
- 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、その理由及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録し、5年間保存します

15. ハラスメント対策

事業者は適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします

16. 業務継続計画（BCP）の策定等

- 1 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。
- 2 非常災害の発生、感染症の発生・予防及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等に取り組みます。

17. 相談・苦情の受付について

※当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 相談・苦情受付窓口（担当者） 社会福祉法人 偕俸社 在宅部主任 白岩 秀貴
- 受付時間 土日・祝祭日、年末年始を除く毎日9時から17時
- 電話番号 0974-63-3200

※次の公的機関においても、相談・苦情の申し出ができます。

竹田市役所 高齢者福祉課介護保険係	所在地：大分県竹田市大字会々1650-1 電話番号：0974-63-4809 受付時間：9時～17時
大分県 国民健康保険団体連合会	所在地：大分県大分市大手町2丁目3番12号 電話番号：097-534-8470 受付時間：9時～17時
大分県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地：大分県大分市大津町2丁目1番41号 電話番号：097-558-0301 受付時間：9時～17時

※相談・苦情処理第三者委員 オンブズマン委員会

大塚 廣	福祉関係者	0974-63-4483
工藤 ヒデコ	認知症オレンジネットの会委員	0974-63-1475
安部 房子	岡本地区婦人代表	0974-63-4507
後藤 東治	岡本地区代表	0974-63-4546

公平中立な立場で、ご意見・苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

※当法人の相談苦情受付担当者

- 〔職名〕特別養護老人ホーム悠々居

副施設長 羽田野 龍照 電話番号 0974-63-3201

竹田地域高齢者相談支援センター

相談員 阿南 千代美 電話番号 0974-63-3668

○受付時間 毎週 月曜日～土曜日 9時～17時

18. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和____年____月____日

当事業所によるサービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 _____ 大分県竹田市三宅1763番地1

名 称 _____ 悠々居デイサービスセンター

説明者 _____ 印

私は、本書面により、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住 所 _____ 竹田市

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

利用者との続柄 _____

氏 名 _____ 印

社会福祉法人偕倖社

基本理念

私たちは

もっとも、地域に開かれた、地域に愛される、地域に信頼される、地域に安心していただける福祉サービスの拠点となることを目指します。

基本方針

- ・ 利用者本位
- ・ 人権の尊重
- ・ 社会的ルールへの遵守の徹底
- ・ 説明責任の徹底
- ・ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）の徹底

社会福祉法人偕倖社は、上記の基本理念及び基本方針を掲げ、岡本地区「福祉の里」に相応しい総合福祉施設として、地域の高齢者及び障がい者児の多種多様な福祉的ニーズに応えていきます。さらに事業ごとにビジョン及び経営目標を掲げ、またサービス向上のための委員会活動や第三者評価等の外部評価の受審に向けての取り組み等により顧客満足を目指し、基本理念や基本方針の実現に向けて福祉サービスを実施し、地域とともに福祉の向上に貢献していきます。

令和7年度 悠々居デイサービスセンター事業計画

1. 目標（ビジョン）

悠々居デイサービスセンターは、地域の高齢者が出来るだけ長く地域で明るく元気に過ごすことができるよう、利用者の心身機能の維持・向上を図るとともに、その介護者の身体的・精神的負担を軽減することも併せて目的とする。満足や安心・信頼を提供する地域福祉の拠点となることを目指す

1. 基本方針

- (1) 利用者が住み慣れた地域で生活し、要介護状態になっても安心して在宅生活を継続できるように必要な介護サービスを提供し、併せて介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。
- (2) 職員一人一人が専門職として、計画に沿ったサービスを提供します。利用者の状態を把握し、残存機能を活用するレクリエーションやコミュニケーション支援を行い、利用を楽しんでいただけるよう努めます。
- (3) 職場内外での各種研修会の参加や部門ごとの勉強会・グループ会議等を通じて、サービス提供に必要な技術および知識を習得し、職員一人一人の資質向上を図り、安全で安定的なサービス提供に努めます。

2. 経営目標

- ①利用者個々のニーズに対応できるよう、職員のスキルアップを図る。
- ②感染症（新型コロナ、インフルエンザ、ノロウイルス等）をセンターに入れない。
- ③利用者拡大に向け、登録者数を100名以上確保する。
- ④稼働率 一日平均18名（60%）以上を目指す。
- ⑤業務内容の見直しと業務負担の改善に努める。
- ⑥サービス向上のため加算取得を目指す。